

平成 14 年 度

厚生年金保険及び国民年金における
年金積立金運用報告書

平成 15 年 10 月

厚生労働省

目 次

第1章 年金積立金の運用の目的と仕組み

1 年金積立金の運用の目的	1
2 年金積立金の運用の仕組み	2
3 年金積立金の運用方法	4
(参考) 株式を含む分散投資の是非について	6

第2章 年金積立金の運用実績及びその年金財政に与える影響の評価

I 年金積立金の運用実績	7
1 年金積立金の運用実績（承継資産の損益を含まない場合）	7
2 年金積立金の運用実績（承継資産の損益を含む場合）	10
II 年金積立金の運用実績が年金財政に与える影響の評価	12
1 年金財政からみた運用実績の評価の考え方	12
2 運用実績の評価	14

第3章 運用の基本方針に基づく年金資金運用基金における年金資金の管理及び運用の評価

I 年金資金運用基金の資産構成割合の状況について	17
II 年金資金運用基金における年金資金の管理運用状況の評価について	19
1 市場運用資産の管理運用	19
2 引受財投債の管理運用	23
III 年金資金運用基金が年金資金の管理運用に関し遵守すべき事項について	24
1 リスク管理	24
2 運用手法	24
3 運用受託機関の選定・評価	25
4 市場への資金の投入及び回収の分散化	26
5 株主議決権の行使	27
6 同一企業発行銘柄への投資の制限	27
IV その他	28
1 責任体制の明確化	28
2 情報公開の徹底	28
3 管理運用能力の向上	28
4 調査研究の充実	29

参考資料

I 資金運用に関する用語の解説	30
II 図表データ	32

添付資料 平成14年度資金運用業務概況書（作成：年金資金運用基金）

第1章 年金積立金の運用の目的と仕組み

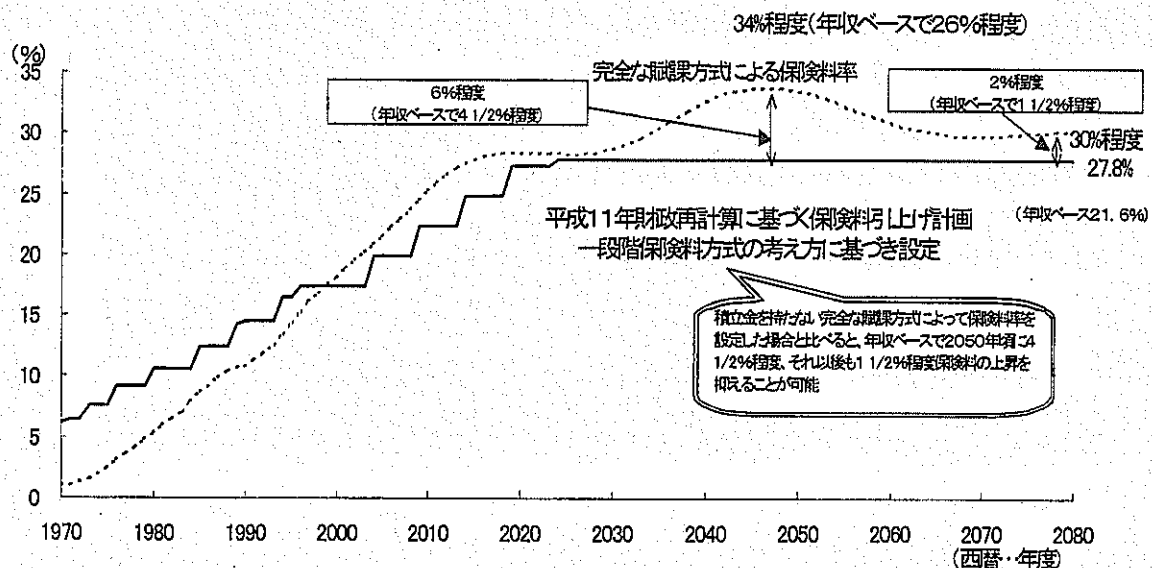
1 年金積立金の運用の目的

我が国の公的年金制度（厚生年金保険及び国民年金）は、現役世代の保険料負担で高齢者世代を支えるという世代間扶養の考え方を基本として運営されている。このため、年金給付を行うために必要な資金をあらかじめすべて積み立てておくという考え方は採られていない。

しかし、我が国においては少子高齢化が急速に進行しており、現役世代の保険料のみで年金給付を賄うこととすると、後世代の保険料負担の急増は避けられない。そこで、将来世代の保険料負担が急激に上昇し、過度のものとならないよう、一定の積立金を保有し、その運用収入を活用することにより、将来世代の負担を軽減することとしている。

図1は、現行の財政方式（一定の積立金を保有し、運用収入を得ながら、段階的に保険料を引き上げていく財政方式）による保険料率（実線）と、積立金を保有せず現役世代から集めた保険料をそのまま高齢者の年金給付に充てる財政方式による保険料率（点線）を比較した場合、現行の財政方式の方が、将来世代の保険料負担を軽減することができることを示している。

図1 平成11年財政再計算に基づく厚生年金の保険料引上げ計画
（基礎年金国庫負担割合1/3）



2 年金積立金の運用の仕組み

平成12年度までは、年金積立金は全額を旧大蔵省資金運用部（現、財務省財政融資資金）に預託することによって運用されてきたが、平成13年4月の財政投融资制度の抜本的な改革に併せて、年金積立金は、厚生労働大臣から直接年金資金運用基金に寄託され、同基金により市場運用される仕組みとなった。

ただし、従来、旧年金福祉事業団が旧資金運用部から資金を借り入れて行っていた資金運用業務（資金確保事業及び年金財源基盤強化事業）は年金資金運用基金に承継され、借入金の返済が終了する平成22年度までは、承継資金運用業務として継続されることとされた。

また、資金運用部への預託についても、預託の満期償還が完了するまでの間（平成20年度まで）経過的に継続されることとされた。

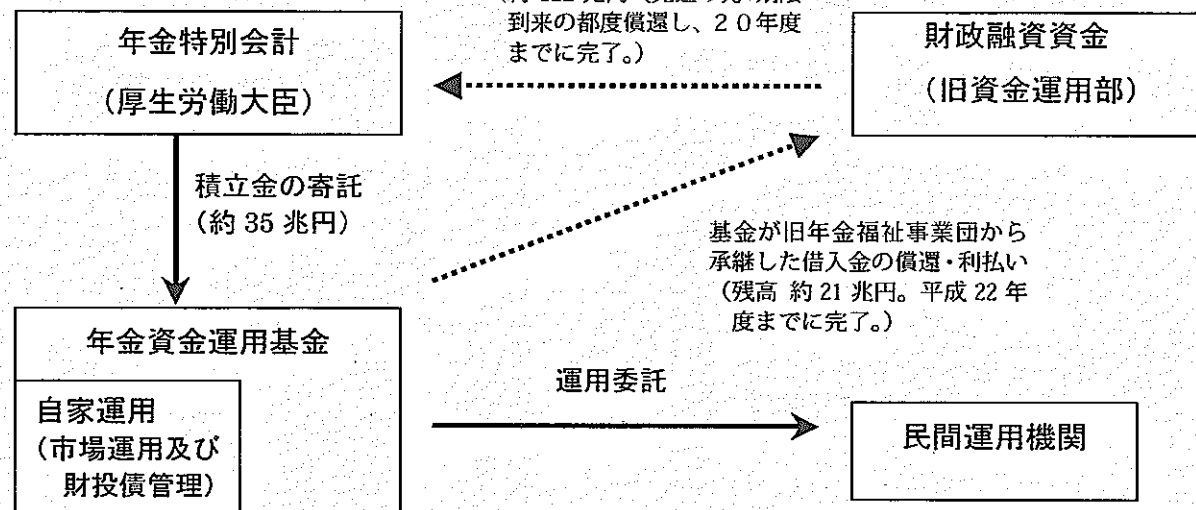
【新たな仕組み（平成13年度から）】

（ポイント）

- 厚生労働大臣による自主運用。
資金運用部への預託義務の廃止。
- 厚生労働大臣は、年金資金運用基金（平成13年4月設置）に資金を寄託することにより運用。

※図の数値は平成14年度末時点の残高。

※旧年金福祉事業団における運用業務は基金が承継し、承継資金運用業務として平成22年度まで実施。



【従来の仕組み（平成12年度まで）】

（ポイント）

- 積立金全額を資金運用部（旧大蔵省）へ義務預託。
- 年金福祉事業団が、資金運用部から資金を借り入れて、別途に運用。

※図の数値は平成12年度末

